

新型コロナウイルスに関連する法的論点と各国の最新状況（4月6日時点）

2020年初頭から、中国、韓国に端を発し、今や欧州、米国で猛威を振るっている COVID-19（新型コロナウイルス）が世界的な経済活動に及ぼす影響は計り知れない状況となっています。多くの国で出入国規制、外出制限、食品産業・医療関係等を除く産業活動の停止、保健・衛生上の措置、金融・財政政策の出力、食料・医薬品の輸出制限などが行われ、それにより日本国内外で様々な法的問題が発生し、これからも発生することが予想されます。現時点では、深刻化する COVID-19 の感染状況に応じて、日々、各国政府から様々な政省令、声明等が発出されており、各企業も法的に明確な方針を立てにくいところがありますが、以下のような法的論点を検討して対処していくことが求められています。

(1) 労務問題

職場でのウィルス感染を防止するために、各国において法的強制力を持つ形または自粛要請という形で、いわゆるテレワーク、職場での就労者数を減らすためのシフト制、工場操業停止などが求められています。その際、現行の就業規則・労働協約・雇用契約などのもとで、どのように実施していくか、賃金の調整は可能・必要かなどを検討する必要が生じます。各国政府からの指示に法的強制力がないとしても、従業員の健康を保護する雇用者の一般的な義務に基づいて職場でのウィルス感染を防止する措置が必要となり、万一、職場で大規模なウィルス感染が発生したような場合には労務問題に発展するリスクもあります。各企業は日々発出される各国の法令、指示、声明等の情報収集に努め、それらに十分に配慮して事業活動を継続しなければなりません。また、今後は世界経済の収縮による需要の減少に伴って、人員整理の必要性も視野に入れなければならないかもしれません。

(2) 出入国規制

現時点では、先進国、途上国を問わず、多くの国で出入国規制が行われており、日々、その内容は厳格化の一途をたどっています。各企業においては、従業員の出入国に際して検疫、隔離、移動制限の対象となる可能性のある場合には、国際的な移動を控える必要が生じる場合もあるでしょうし、事業活動への影響を勘案しつつ、従業員移動のスケジュールを管理するとともに、IT を活用したコミュニケーションが求められるでしょう。また、現行の就労ビザの延長、更新などへの影響も検討が必要となります。各国の出入国規制の内容は日々更新されており、関連国の規制情報の入手に努めなければなりません。

(3) 債務不履行

世界的なサプライチェーンの分断によって部品の供給が滞り、またウイルス感染防止の観点からの工場操業停止や事業所閉鎖などが行われ、様々な製品売買契約、請負契約、サービス提供契約などで債務不履行が発生するおそれがあります。その際、まずは当事者間で期限の延長、数量や価格の調整などについての合意を目指すこととなりますが、そのような合意が不可能な場合は、契約に基づく債務不履行責任の有無、内容が問題となります。契約書にいわゆる不可抗力、Force Majeure 条項が含まれている場合は、当該債務不履行の原因が同条項の対象となるかを検討することとなります。

(4) コンプライアンス

COVID-19 の世界的な感染流行 (pandemic) に伴い、前述の出入国制限、外出禁止、産業活動の停止などをはじめ、各国において感染防止、健康保護などのために様々な規制が日々導入されています。各国で事業活動を行う各企業はそれらの規制の情報収集に努め、コンプライアンス対応をしていかなければなりません。各企業における社内手続的にも財務諸表の作成や取締役会、株主総会の開催などが、前記の規制による様々な影響を受ける可能性があり、前広に検討していくことが望ましいと思われれます。

以上